



三崎経営労務事務所

2025
05.May

MISAKI LABOR AND MANAGEMENT OFFICE

NEWS LETTER

〒146-0082
東京都大田区池上 7-10-7
シーエントビル 4 階
TEL:03-3754-6424
FAX:03-3754-6427
MAIL:info@misakijim.com

今月のコンテンツ

- 01 みさきコラム
- 02 マイナ保険証の有効期限ご存じですか？
- 03 三崎事務所からのお知らせ
- 04 離職票マイナポータル直接送付サービス開始
- 05 スタッフコラム（今月は堤です）
- 06 令和 7 年キャリアアップ助成金の主な変更点



みさきコラム



いつもお世話になっております。三崎です。

最近鈍感な私でも物価の高騰をヒシヒシと感じています。スーパーで食品など買い物をして「だいたい 2,500 円くらいかな」と思っていたら 3,500 円だった時など愕然としています。また、同じ金額でも商品のサイズが 3/4 くらいになっていることに気づいた時にも愕然としています。こんな調子でジワジワと物価が上がれば“ふりかけ”も売れるはずですね。物価が高騰しているので節約を、と思いますが、それ以前に 2 人暮らしの私の場合は「食品の消費期限切れ廃棄」というロスを無くさない事には、と思っています。調味料などはもう大きいサイズは消費しきれないので買えません。卵も 10 個パックは消費が追いつきません。GW 中在庫の整理をしていて痛感しました。必要なだけ買って最後まで消費する、ということをまずはしなければ、と思っています。慣れないことも対応していかないとイケない世の中です。



マイナ保険証の有効期限をご存じですか？

マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、**マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字4桁）の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。**

つまり、**マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ**、ということが起こり得るのです。

有効期限がきれてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり有効期限が近づく有効期限通知書が送付されてきます。通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

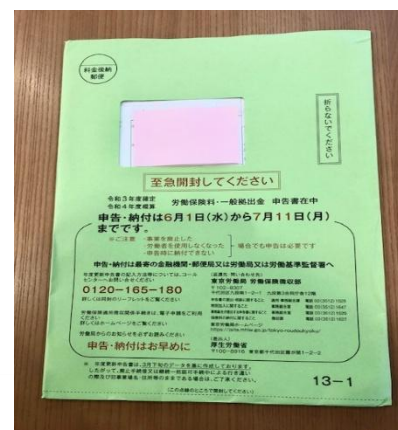
【マイナンバーカード総合サイト】

https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_expiration5/

https://www.kojinbango-card.go.jp/220401_2/

三崎事務所からのお知らせ

今年も労働保険料の申告時期がやってまいりました。各社様には会社様管轄の都道府県労働局から、5月末以降に左写真のような黄緑色 A4 サイズの封筒が届くことと思います。届きましたら、開封していただきまして、中に入っている「労働保険料概算・確定申告書」という3枚つづりの申告書類を弊社へお送りいただけますでしょうか。その他パンフレットはお送りいただかなくて結構です。また、メリット保険料率に係るお知らせの文書の文書が入っている場合、そちらの書類も同封してください。

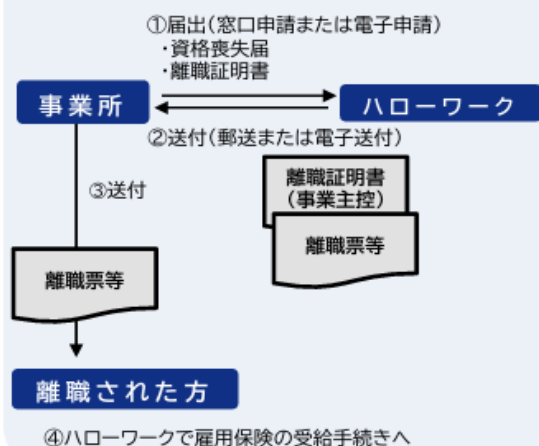


離職者のマイナポータルへ

離職票 直接送付するサービス始まっています！

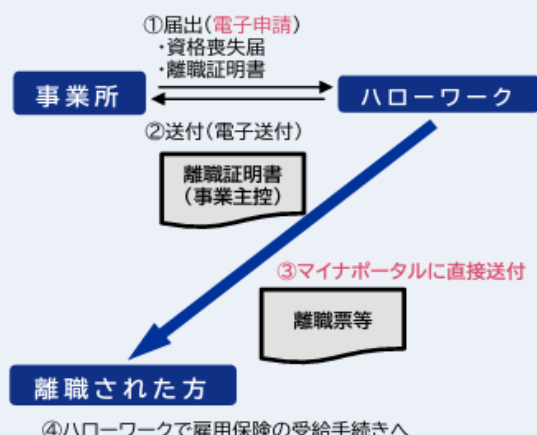
「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日～

※一定の条件(次頁以降参照)を満たした場合のみ対象となります。
条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から送付ください。



事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります！

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

このサービスの対象となる条件

- ・ 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- ・ 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- ・ 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

【事業所向けリーフレット】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353550.pdf>



スタッフコラム



5月に入り、にわかに気温が上がってきましたね。

今年も昨年のように、夏が早く訪れるのではないかと予報も出ています。

私は暑いと思わず冷たいものを多く摂り体を冷やしてしまうことが多いため、意識して温かい飲み物やスープなどを摂るようにしています。

温かいものは消化吸収が緩やかになり、初夏に調子を壊しやすい胃腸を守ってくれる効果もあるそうです。

今から体を整えながら、過酷な夏に備えたいですね。

堤



令和7年度のキャリアアップ助成金の主な変更点

正社員化コースの変更点

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

正社員化前雇用形態 対象者・企業規模		有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者 (※)	中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(20万円×2期)
	大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円(40万円×1期)	20万円(20万円×1期)
	大企業	30万円(30万円×1期)	15万円(15万円×1期)

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

※ 重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします

2 加算額 1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	20万円(大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円(大企業30万円)

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。

重点支援対象者とは、雇入れから3年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまでは、「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2期分の合計でそれぞれ80万円、40万円が支給されていましたが、4月からは重点支援対象者に支給されることになります。

対象以外の人には、1期(6か月)分のみ半額の40万円、20万円が支給されます。なお、新規卒者については、雇い入れられた日から起算して1年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の2区分から4区分に細分化され、助成額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で6.5万円、6%以上で7万円となります。

さらに、有期雇用労働者等の基本給の3%以上を引き上げた場合、1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業		4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数100名

2 加算額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円(大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円(大企業15万円)

キャリアアップ計画書手続きの簡素化

キャリアアップ計画書は、これまでは各コースの取組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届出のみでよいことになりました。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内(令和7年度版)(パンフレット)」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf>

ご不明な点がございましたらお気軽に弊社までお知らせください ☎03-3754-6424